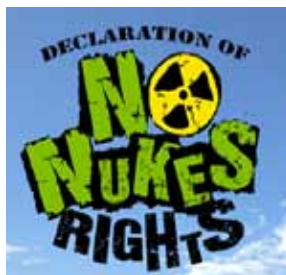


NO NUKES RIGHTS NEWS - 原告団・弁護団通信



Newsletter of Lawsuit against the Nuclear Reactor Suppliers

編集・発行：メルマガ編集室

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所気付

eMail：genkokudan@nonukesrights.holy.jp

Website：http://nonukesrights.holy.jp

第10号

発行日 2016.11.30

カンパは下記の口座をお願いします！

郵便局 振替口座番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

ゆうちょ銀行口座間の振込の場合 記号：10020 番号：35671291

他金融機関口座からゆうちょ銀行口座へ振込の場合

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

原発メーカー訴訟原告および支援者のみなさま

10月23日、東京港区三田勤労福祉会館にて原発メーカー訴訟原告団設立総会が開かれました。一審判決に対し、不服であるという意思を明確にし、団結して控訴審を闘うことを確認しました。今回の通信は、①訴訟の現在の状況、②設立総会の概要、③原告から総会設立へのメッセージ、④共同代表世話人からの自己紹介挨拶、⑤会計報告をお送りします。

高裁審に向けて、なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

原告団世話人会メルマガ編集室

1. 原発メーカー訴訟の現在の状況

弁護団は既に控訴状、控訴理由書を裁判所に提出していますが、これらの書類及び目録等は、整理が終わっていないとのことで、一審担当部である東京地裁民事24部にあります。高裁の担当部が決まり次第、弁護団からは進行協議の申入れ等の上申を行う予定です。口頭弁論期日の指定は年明け以降になるかと思えます。

繰り返しますが、控訴理由書は、一審の判決が司法の役割を放棄するような中身の薄いものであったとする批判に始まり、ノー・ニュークス権とその侵害、責任集中制度の違憲性、権利の濫用、原発メーカーの責任、債権者代位権等の争点に関して、控訴人の主張を一層深く、堅固に論じるものとなっています。英語版の要約も作っていただいていますので、ご期待ください。

控訴審でも引き続き、団結して闘いましょう。No Nukes!!

(弁護団事務局 寺田伸子)

裁判の経過、裁判資料、期日後の記者会見、報告集会の様態等々はホームページでご覧いただけます。10/23 原告団設立総会での島・河合弁護団共同代表、後藤政志氏、佐藤大介氏からの挨拶の動画もホームページからご覧になれます。

ホームページ：<http://nonukesrights.holy.jp/>

フェイスブック（日本語版）：<https://www.facebook.com/nonukesrights>

フェイスブック（英語版）：<https://www.facebook.com/nonukesrights2/>

2. 原発メーカー原告団設立総会概要

原発メーカー原告団世話人共同代表
大久保徹夫、木村結、野副達司
(アイウエオ順)

I. 原発メーカー原告団設立までの経緯

1. 原発メーカー訴訟の会事務局との決別と原告団設立

2016年(平成28年)7月13日、東京地103号法廷において、一審における判決言い渡しがあり、原告団の請求は棄却されました。裁判所が審理を尽くしたとは言いがたく、我々の主張はまだ終わっていません。したがって、私たち原告団・弁護団は控訴審において厳正なる判断を求めるべく控訴しました。

2014年1月および3月の提訴から2016年7月の一審判決までの間、本来ならば原告は一致団結して巨悪に立ち向かうはずでしたが、原告の総意によって会を運営すべき「訴訟の会事務局」メンバーは、原発メーカー訴訟の訴状とは異なる主張を展開し始め、後に本人訴訟を起こすに至りました。その結果、訴訟の会事務局は裁判支援活動を一切せず、「本人訴訟団」の主張にのみ従う組織になってしまいました。

私たち原告は、第一審敗訴という重大な局面において、《原賠法の違憲を問い、ノー・ニュークス権を確立する》という当初の趣旨・目的を追求するためには、控訴審に向けて原告の結束を固め、裁判支援の活動を強力に押し進める組織がぜひとも必要だと考えます。そこで、もはや「本人訴訟の会事務局」と化した「訴訟の会事務局」と決別し原発メーカー訴訟原告団の設立を決意し、10月23日に「原発メーカー訴訟原告団設立総会」を開催するに至りました。

2. 控訴委任状の提出依頼について

本来、一審で皆さまが提出された委任状は控訴審(高裁)、上告審(最高裁)まで有効であると書かれていますが、東京高裁は「弁護士の代理権を明確にするために」(一審判決を原告が不服としている意思を明確にするために)控訴委任状の提出を求めています。

弁護団は高裁のこの措置に対し、抵抗する方針ですが、それを受け入れざるを得なくなった場合、国内約1300名、海外約2400名の原告に控訴委任状の提出を依頼しなければならないため、(一審では委任状の精査等に一年数ヶ月掛かった事から)控訴審を遅滞なく進めるために事前に原告の皆さまに、一審判決が不服である意思を表す控訴審の委任状の提出をお願いしました。一人でも多くの一審原告の方に、ともに控訴審を闘っていただきたいと願っています。(高裁から控訴委任状の提出を求められるギリギリの時点まで、控訴審への参加は開かれています。)

一審判決に対し、不服であるという意思を明確にするためにも控訴委任状を提出し、原告団として団結し、手を携え、被告であるGE、東芝、日立の責任を追及しましょう!

- 「原発メーカー訴訟原告団」を正式に創設するにあたり、原告団世話人会は、国内の原告は元より海外の原告にも英語、韓国語、中国語、インドネシア語に翻訳した国際郵便ハガキで設立総会の趣旨、控訴委任状の提出方法、原告団の規約等の案内をしてきました。
- 「原発メーカー訴訟の会事務局」との決別の詳しい経緯については、2016年3月9日送信の「ノー・ニュークス通信 (http://nonukesrights.holy.jp/pdf/2016309_finance_normalization.pdf)」をご参照ください。
- また、控訴の概要に関しては、島昭宏弁護団共同代表が「設立総会」で詳しく説明していますので、次のYouTubeをご覧ください。 <https://youtu.be/4UyMmgsWPzc>

II. 原告団設立総会の概要

正式には総会議事録を参照していただきたいのですが、総会の概要を報告します。

- 予定より若干遅れて総会がスタートした。
- 総会参加者:33名、総会委任状提出者228名(総会参加者としてカウント)でした。(控訴委任状を提出した原告数596名(国内568名、海外28名))
- 弁護団より 島昭宏、河合弘之 両共同代表、ノーニュークス・アジア・フォーラムの佐藤大介氏、そしてAPAST理事長の後藤政志氏が挨拶された。

後藤政志氏と島弁護士の挨拶は下記のサイト：
<https://youtu.be/4UyMmgsWPzc>
佐藤大介氏と河合弁護士の挨拶は下記のサイト：
https://www.youtube.com/watch?v=UpA_QlhDwTQ

- 次に以下の原告のメッセージが朗読された。
 - 武藤類子氏(福島原発訴訟原告団長)、
 - 崎山比早子氏(高木学校 元放射線医学総合研究所主任研究官)、
 - 高木久仁子氏(高木仁三郎市民科学基金前事務局長)、
 - 木村結氏(東電株主代表訴訟事務局長)
- 1号議案の「原告団規約」の審議では、世話人会提案の「規約案」について、会場から質疑、修正提案が提出され、審議した結果、数力所を修正する事で合意し、承認された。
- 規約が承認されたので、規約にある「総会の成立条件:会員の1/5の参加」は43.8%であり総会の成立が確認された。
- 2号議案(予算書)について審議され、いくつか質問が出た後、採決し承認された。
- 3号議案(「訴訟の会」への金員移管要求に関

する件)は種々の意見が出された後、採決され承認された。

- 4号議案(選挙手続き細則に関する件)について審議され、質問が出たが最終的に原案通り承認された。
- 5号議案(世話人代表・会計世話人の選挙)で世話人代表には7名の推薦があったが、5名の辞退者が出た結果、大久保徹夫氏と野副達司氏が世話人代表として選出され、もう一名については「世話人会」に一任となり、後日11月9日の世話人会で、木村結氏が選出され、3名の世話人代表が決定した。また、会計世話人として2名が推薦されたが、その内1名は欠格だったので、及川譲詞氏が選出された。
- 6号議案(議事録承認に関する件)は時間切れとなり審議されなかったが、世話人会一任として暗黙の了解とした。

3. 設立総会に向けてのメッセージ

原告団設立総会で読み上げられた原告からのメッセージと当日届けられたメッセージをご紹介します。(アイウエオ順)

原発メーカー訴訟を共に闘う皆様へ

東電株主代表訴訟事務局長 / 原告
木村結

9月に自然エネルギー映画の取材で中国の北京郊外にあるソーラーバレーと内モンゴル自治区にある130機以上も風車が立ち並ぶ平原に行きました。映画では世界各国で自然エネルギーのシェアが着実に拡大していることを紹介しています。既に「脱原発」などとわざわざ言わなくても良いところまで世界の意識は進んでいるのです。

原発を必要としない社会が、世界全体の方向であることは間違いありません。パリ協定の批准を見送り世界の笑い者になったことでもわかるように、日本政府は世界の動きに逆行し、最後の悪あがきをしているのです。

だからと言って黙っている訳にはいきません。原発メーカーや安倍首相はインドやトルコに原発を輸出しようと着々と準備を進めていますし、それは私たちが加害者になる道でもあるからです。原発メーカーの責任を明らかにすることは国内に残る多くの原発の再稼働を許さない道でもあります。最も危険性の高い南海トラフ地震は、発生の50年前から長周期地震を多発させると言います。おとといの鳥取地震も熊本地震もその可能性が高いと言われていました。急がなければなりません。すべての原発を廃炉にし、核燃料を原子炉と燃料プールから取り出しておかなければなりません。メーカー訴訟の役割は大きいのです。手を携えて

進みましょう。

原発メーカー訴訟を共に闘う皆様へ

高木学校 / 原告
崎山比早子

皆様今日は、今日は都合により原告団設立総会に出席できませんのでメッセージでお許し下さい。

私は原発メーカーが原発事故の責任を問われたことがないのは一体何故なのか非常におかしいと思っていました。それで、この訴訟が起きたときに原告に参加させて頂きました。

原発事故というのは一旦起きれば、チェルノブイリでも福島でも良くわかったことですが、人々は一瞬にしてそれまでの生活すべてを失い、長期間にわたって回復することがないのが特徴です。そんな危険な物を作る事が許されること自体がおかしな話です。しかも命の代償として得る物はたかが電気であり、それは他の方法でいくらでもつくれる事は今ではみんなが知っています。それなのに何故メーカーは原発を作り続け、他国にまで売りつけようとするのか？その企業原理は兵器産業と変わらないのではないのでしょうか。原発が核兵器を除く一般兵器よりもさらにたちが悪いのは、事故の被害の持続時間が長いこと、事故が起きなくても燃料の採掘から使用済み燃料まで、即ち上流から下流まで、生命に多大の被害をもたらす放射能まみれである事だと思えます。

原発を動かす限り放射線の健康被害は避けて通れません。なぜなら原発からは通常でも放射能はでてますし、放射線には安全量がないからです。放射線はどんなに少なくともそれなりに身体に傷をつけ、その影響は蓄積して行きます。だからこそ政府は低線量放射線の影響をないものにしたいのです。そして発がん以外の健康影響は認めようとしませんし発がんも100ミリシーベルト以下ではバックグラウンドに隠れて検出不能だといいます。でもこれは嘘です。福島原発事故が起きた後、次々と大規模な疫学調査結果が発表され、数ミリシーベルトの自然放射線であっても小児で白血病や脳腫瘍等のリスクが高まる事が証明されました。科学はどんどん進歩します。通常の科学分野であれば新しくわかった事実を踏み台にして更に先に進もうとします。しかし、放射線の健康に及ぼす影響に関しては、新しく発見されたこととは何の関係もなく議論は十年一日のごとく、あるいはもっと悪く1950年代以前に逆戻りして年間20ミリシーベルトまでは安全などと言っています。せっかく避難している住民を線量の高いところに帰還させるためです。科学的に明らかになった事を政治的にねじ曲げているのです。何故このようなことが起きるのか？それは政策を決めているのが事故の責任をとるべき加害者だからです。このように異常な社会が長続きするはずはありません。

新潟で脱原発派が勝ったように人々の良識が目覚めれば現状を変えることができます。原発メーカーにも

事故の責任をとらせるように、この裁判を勝ち抜きましょう。

原発メーカー訴訟を共に闘うみなさまへ

高木仁三郎市民科学基金前事務局長 / 原告
高木久仁子

原発メーカーの製造物責任は、原賠法により「原子炉の運転等により生じた原子力損害については、製造物責任法の規定は、適用しない」とされますが、原発メーカーがなぜ製造物責任を免れるのか納得のいく説明はありません。原子力施設は放射性物質を扱う施設であり、潜在的な危険性を持つことを前提に、多重防護で放射性物質は閉じ込める設計がされているはずなのに、福島第1原発で多重防護が機能せず原子炉建屋の爆発により大量の放射性物質が環境にばらまかれた事実は、原子力事業者の管理責任とは別に、原発メーカーの製造物責任が厳しく問われなければならない理由です。自己の製造物に責任をとれない企業は社会から撤退するしかないでしょう。

あたりまえのことが、あたりまえのこととして認められるよう、控訴審、原告・弁護団の方々と共にがんばっていきたいと思います。

原発メーカー訴訟を共に闘う皆さまへ

福島県在住 原告 武藤類子

原発事故から5年半の月日が経とうとしています。

国や福島県は帰還政策のもとに、次々に避難区域を解除し人々を戻そうとしています。復興や安全を宣伝するイベントや事業が盛んに行われ、一見元の暮らしにどんどん戻りつつあるように見えます。しかし、原発事故は今だに収束せず、放射性物質は現存し、新たな問題も生まれています。

原発サイトの中では、汚染水の問題が、相変わらず深刻なままです。

除染による除染放射性廃棄物は、県内の仮置き場に山積みされ、あるいは自宅の庭や学校の校庭や公園に埋められています。

環境省は、8000ベクレル/kg以下の除染土を道路や防潮堤など全国の公共事業に再利用しようとしています。

避難区域の解除に伴い精神的損害賠償や営業保障、避難先の住宅無償支援が打ち切られます。

子どもたちの甲状腺がんは、疑いを含めて175人となりました。

子どもたちや若者に向けた放射能安全キャンペーンが盛んに繰り返されています。

ひとたび、原発が事故を起こすと、その被害の解決

は困難を極め、更に拡大されて行きます。

このような事故がなぜ起きたのか、どこに原因があり、誰が責任を取るべきなのか・・・この追及がなければ本当の被害者救済はなく、復興はありません。

そして、何より被害者が望んでいる、「もう誰にも同じ体験をさせたくない」という思いを遂げることはできません。

控訴審となり、今後も厳しい闘いが続くと思われませんが、力を合わせて

頑張っていきましょう。

原発メーカー訴訟を共に闘う皆さまへ

福島県郡山市在住 原告 森園かずえ

皆様、本当にお疲れ様です。

今日の総会に参加し皆様にお会いできる事を楽しみにしていたのですが、20日に「避難者の住宅打切り反対院内集会」に参加して福島に戻ってから、ずっと咳が止まらずに居ました。この時間ギリギリ迄様子見していたのですが、やはり無理の様です。申し訳ございません。

絶対に東京電力を完全復活させてはならない。その最重要関連会社である原発メーカーは責任を取り原発推進事業から即時撤退し、廃炉への研究・推進にシフトすべきです。小児甲状腺ガンまたは疑いの173人。子ども達をはじめ健康被害は全国に拡散されております。原発メーカーが我が子、孫への責任、愛おしく本当に思うなら原発再稼働や推進の道を、東京電力福島第一原発事件・事故後に選べるはずがありません。その事実から目を背けないで欲しいです。

今日の総会開催へご尽力くださった皆様、原発メーカー訴訟に参加され日々努力されている皆様に心よりの敬意と感謝致します。

4. 原告団共同代表世話人からの自己紹介挨拶

大久保徹夫

【プロフィール】

- 1945年10月、神奈川県生まれ 71歳 南足柄市在住
- 東工大卒

【挨拶】

初めまして、この度総会で世話人共同代表の一員として選ばれました大久保徹夫です。

この訴訟については最初の段階から関わってきました。途中から意見の相違から崔氏とは袂を分かち、弁

護団と共に訴訟を最後まで闘い抜こうと気持ちを新たにしております。

この訴訟は他の原発訴訟と違って特定の原発の停止・廃止を求めるものと違い、原発メーカーが原賠法によって過酷事故時の賠償責任を免責にされていることが憲法違反である事を主張する、法律論主体の訴訟です。かなりハードルの高い訴訟ですが、世界から核兵器・核発電を廃絶させ、人類が核の脅威から免れて生きる事を保障する（ノーニュークス権）ためには、事業者（電力会社）を追求するだけでは不十分で、その根幹にある原発メーカーに製造物製造責任を負わせる限り、不可能だと思います。

ですから、この闘いは日本から始めて世界に怒濤のように広めていかなければなりません。その意味で海外の原告、海外への展開も重要なテーマです。まずは福島事故を起こした日本から世界に波紋を広げていきたいと考えています。

木村結

【プロフィール】

- 1986年 チェルノブイリ原発事故を契機に脱原発運動を始める。
- 1989年 「原発いらぬ人びと」から参議院議員選挙東京選挙区で立候補
- 1989年 「脱原発・東電株主運動」を立上げ東電株主総会で脱原発提案を開始。
- 2011年 福島原発事故を受けて「女たちの一票一揆」を開始。
- 2011年 東電取締役を相手取り、「東電株主代表訴訟」を立上げる。
- 2013年 東京都知事選で細川護熙候補の市民勝手連の事務局を担う。
- 2014年 自然エネルギー推進会議運営委員
- 2014年 ドキュメンタリー映画「日本と原発」「日本と原発4年後」制作協力
- 2015年 劇映画「太陽の蓋」制作協力

【挨拶】

映画「ハドゾン川の奇跡」をご覧になりましたか？飛行機事故がひとりの英雄を誕生させた物語。日本には報道されなかった後日談。国家運輸安全委員会という独立した事故調査機関によって機長が乗客を危険に晒したとして執拗な尋問を受けたのです。そこに私は真実を追求するアメリカの健全性を垣間見ました。日本の航空機事故調査も大甘だと言われていますが、原発事故の調査すらいい加減な日本にいる身にとって法律に裏打ちされた事故調査委委員会は羨ましい存在です。

またフランスでは原発に規制基準を満たさない鋼材

が使われていることが判明したため20基の原発を止めて徹底調査を行っています。そのうちの12基で使用されていたのは日本製。しかし、日本の規制庁は同じ製品が使われている原発があるにもかかわらず、調査も行わず「問題なし」としています。福島原発事故で地球規模の汚染を拡散した日本。検査も調査もいい加減な日本の実態が世界に知られていけば日本での原発に世界からのストップがかかることにもなります。メーカーの製造責任を問う原発メーカー訴訟の役割は益々大きくなるでしょう。控訴審もひるまず闘い抜きましょう。

野副達司

控訴だ、仕切り直しだ！原子カムラの再生をゆるさない！

原発メーカー訴訟は、過酷事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の原子炉製造メーカー GE・東芝・日立の製造物責任を問い、核の恐怖からの自由と平和を享受するノーニュークス権を求める裁判です。

河合弘之弁護士共同代表が、原告団設立総会で述べたように、仮に勝訴しても差止仮処分のように即原発再稼働停止の派手さはない。しかしこの勝訴は、核廃絶の道を整え、子々孫々がこれから非核平和の世界に踏み出す第一歩になる。この言を胸に刻み、二人の世話人と原告団のみなさんとともにあゆみます。

5. 会計報告

原告団世話人会会計係り 及川讓詞

前回「原告団・弁護団通信9号」で8月31日までの会計報告をしましたので、今回は9月1日から10月22日までの会計報告を月別にご報告します。8/31 現在繰越金：¥670,280です。

2016年9月1日から2016年9月30日までの収支は以下の通りです。

収入

総合口座へのカンパ（1名）	¥10,000
振替口座へのカンパ（47名）	¥157,000
収入合計：	¥167,000

支出

通信8号20160923発行費用	¥138,629
------------------	----------

内訳（総会案内、控訴委任状案内同封）

A3 用紙 1500 枚アマゾンで購入 2250 円
 A3 用紙 100 枚文具店で購入 378 円
 B5 用紙 2500 枚 2688 円
 封筒代角 2 1200 枚 6259 円
 封筒代長 3 2000 枚 3230 円表書き印刷代
 角 2 1296 通 6480 円
 長 3 1296 通 2592 円
 印刷完了封筒の宅配料 3396 円
 ボラセンでの印刷代
 通信 1300、総会案内 600
 控訴案内 720 6380 円
 1296 通 x 81 円郵便代 104976 円

総会会場費 5,000 円
 控訴添付資料
 専門家の意見書 2 通謝礼 ¥200,864
 弁護団諸経費一部負担 9 月分 ¥10,000
 支出合計: ¥354,493

期間収支: ¥ - 187,493 (2016 年 9 月 1 日から
 2016 年 9 月 30 日)

9/30 現在繰越金: ¥482,787

 2016 年 10 月 1 日から 2016 年 10 月 22 日までの
 収支は以下の通りです。

収入

総合口座へのカンパ (1 名) ¥5,000
 振替口座へのカンパ (64 名) ¥240,100
 手渡しカンパ (7 名) ¥31,000
 利子 ¥6
 収入合計: ¥276,106

支出

海外原告への控訴委任の案内
 10/8 ハガキ 191 通 ¥14,955
 (10/10 メール案内 270 通)
 メールエラー先へハガキで案内 100 通 ¥7,000

控訴添付資料
 専門家の意見書 1 通謝礼 ¥100,432
 弁護団諸経費一部負担 10 月分 ¥10,000
 支出合計: ¥132,387

期間収支: ¥143,719 (2016 年 10 月 1 日から 2016
 年 10 月 22 日)

10/22 現在繰越金: ¥626,506

* 会計正常化としていただいたカンパの収支に関し
 ては、10 月以降はカンパ要請を止めたので 9 月末と
 変わりなく以下の通りの繰越金があります。

*2016 年 2 月 29 日会計正常化アクション開始後の
 累計収支 (10/22 現在)

カンパ累計 156 件 ¥539,800
 支出計 ¥285,962
 (主な支出 -- アンケートハガキ発行、弁護士費用)
10/22 現在繰越金: ¥253,838

通常のカンパと合わせると繰越金の合計は
 ¥880,344 になります。

ただし 10 月末までに意見書を書いていただく専門
 家の方への謝礼等で 10 万円以上の出金見込みがあり
 ますので 10 月末で世話人会から原告団に引き継げる
 資金は議案書見込みより 30 万円多い 70 万円ほどの
 見込みです。

以上

